

学用品・通学用品購入費について（注意事項）

カ

- ① **領収書・レシートには宛名・購入した日付、品名と金額、ならびに購入した店名が書いてあることを確認してください。**
※割引やポイント等による値引き分は、支給の対象外となります。調書の金額欄には差引前の額を記入していただいで結構です。（値引き分は学校担当者で確認します。）
- ② **領収書・レシートは原本を切り取らずに提出してください。**
※店名や日付、消費税の有無などの確認のため、切り取らずに提出してください。
- ③ **令和8年度分は原則として令和8年4月1日以降の購入分が対象です。**
※ただし、前学年修了後の春休み中は対象になります。
- ④ **インターネット等の通信販売により学用品・通学用品を購入された場合については以下を参考に、書類をそろえて提出してください。**
※代金の支払いと上記①の内容がすべて証明できる書類が必要となります。
 - 1 コンビニ等で支払決済をした場合
コンビニ決済等の明細書・領収書と商品に付されているお届け明細書等（商品名や単価がわかるものが記載してあること）
 - 2 クレジットカード等を利用した場合
購入したサイトからの領収書や、クレジットカード決済時に送られてくる確認メール等を印刷したもの（商品名や単価がわかるものが記載されていること）
 - 3 代金引換で購入した場合
品物が届いた際の納品書等と代金を支払った際の領収書
- ⑤ **対象品の購入は、他の品物と分けて購入していただくようご協力をお願いします。**
※商品が混在している場合、対象となる品目の金額計算に時間を費やしますので、御協力をお願いします。
- ⑥ **調書に記載した購入品目の番号を領収書・レシートにも記入してください。**
【注意！】期間外の購入や書類不備の場合は支給対象外となります。
領収書やレシート、注文書や明細書の破棄や紛失、メール等の削除はしないように御注意ください。

御不明な点がありましたら御連絡ください。

熊本支援学校（事務室）

TEL: 096-371-2323